

特定小電力（150MHz帯システム）技術基準（案）一覧表

赤字：ナローと非ナローで異なる基準。黄色セル:非ナローが現行基準から（書きぶり含め）変わる項目。

非ナローを残すかどうか、残すとすればそのまま残すか一部改正するか、無期限で残すか期限付とするか、は要検討。

項目	150MHz 帯(動物検知通報)システム			
	技術基準(案)		北陸調査検討提案 (登山者検知)	現行基準
	ナロー化	非ナロー		
(1) 通信方式	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	単信方式(登山者検知)	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式(告示・平成元年第 42 号)
(2) 用途	人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うもの(生体検知通報システム)	人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うもの(生体検知通報システム)	人(登山者等)の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御を行うもの	動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。)用(告示・平成元年第 42 号)
(3) 電波の型式	規定しない	規定なし	現行どおり(規定しない)	規定なし(告示・平成元年第 42 号)
(4) 周波数間隔	6.25kHz 2ch 結束時は 12.5kHz	10kHz インターリーブ	6.25kHz(150MHz 帯のデジタル簡易無線局と同様) 又は 12.5kHz(2ch 結合)	10kHz インターリーブ
(5) 占有周波数帯幅の許容値	5.8kHz 2ch 結束時は 11.5kHz	16kHz	5.8kHz(150MHz 帯のデジタル簡易無線局と同様)又は 11.6kHz(2ch 結合)	16kHz(告示・平成 18 年第 659 号)

(6) 周波数配置	142.9375 MHz 142.94375 MHz 142.95 MHz 142.95625 MHz 142.9625 MHz 142.96875 MHz 142.975 MHz 142.98125 MHz 又は 2ch 結合時は 142.940625 MHz 142.953125 MHz 142.965625 MHz 142.978125 MHz	142.94 MHz 142.95 MHz 142.96 MHz 142.97 MHz 142.98 MHz	142.9375 MHz 142.94375 MHz 142.95 MHz 142.95625 MHz 142.9625 MHz 142.96875 MHz 142.975 MHz 142.98125 MHz 又は 2ch 結合時は 142.940625 MHz 142.953125 MHz 142.965625 MHz 142.978125 MHz このほか、専用帯(新たな周波数) の確保が望ましい。	142.94 MHz 142.95 MHz 142.96 MHz 142.97 MHz 142.98 MHz (告示・平成元年第 42 号)
	146.93750 MHz 146.94375 MHz 146.95000 MHz 146.95625 MHz 146.96250 MHz 146.96875 MHz 146.97500 MHz 146.98125 MHz 又は 2ch 結合時は 146.940625 MHz 146.953125 MHz 146.965625 MHz 146.978125 MHz			

(7) 周波数の許容偏差	$\pm 2.5 \times 10^{-6}$	$\pm 12\text{ppm}$	$\pm 2.5\text{ppm}$ (150MHz 帯のデジタル簡易無線局と同様)	$\pm 12\text{ppm}$ (告示・平成 24 年第 422 号)
(8) 空中線電力	1W 以下	1W 以下	現行どおり	1W 以下 (告示・平成元年 第 42 号)
(9) 空中線電力の許容偏差	+20%、下限規定なし	+20%、下限規定なし	現行どおり	+20%、下限規定なし(設備・第 14 条)
(10) 隣接チャンネル漏えい電力	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)R(R は、2kHz とする)の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること ・2 チャンネルを結束する場合においては、1 チャンネル利用を参考として、搬送波の周波数から 9.375kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低いこと ・空中線電力が 10mW 以下の場合には、搬送波の周波数から 6.25kHz (2 チャンネル結束時は 9.375kHz)離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力(0dBi 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力)が $1\mu\text{W}$ 以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 搬送波の周波数から 20kHz 離れた周波数の(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が $1\mu\text{W}$ 以下 ただし、絶対利得が 0dB 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力で $1\mu\text{W}$ 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)R(R は、2kHz とする)の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 45dB 以上低い値であること(150MHz 帯のデジタル簡易無線局(4値 FSK)と同様) 2チャンネルを結束する場合においては、1 チャンネル利用を参考として、搬送波の周波数から 9.375kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 45dB 以上低いこと 	<ul style="list-style-type: none"> 搬送波の周波数から 20kHz 離れた周波数の(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が $1\mu\text{W}$ 以下 ただし、絶対利得が 0dB 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力で $1\mu\text{W}$ 以下 (設備・第 49 条の 14)

<p>(11) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値</p>	<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz</p> <p>ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。 イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。</p>	<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz</p> <p>ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。 イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。</p>	<p>現行どおり</p>	<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz</p> <p>ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。 イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。 (告示・平成 19 年第 368 号)</p>
<p>(12) 送信時間制限装置</p>	<p>送信時間：40 秒以内 送信休止時間：2 秒以上</p> <p>ただし空中線電力が 10mW 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下</p>	<p>送信時間：600 秒以内 送信休止時間：1 秒以上 (電波を発射してから 600 秒以内であれば、休止時間なしで再送信可)</p> <p>ただし空中線電力が 10mW 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下</p>	<p>現行どおり ただし、新たな周波数帯が設けることができる場合には、データ専用帯では送信時間制御の最適化(連続送信時間の短縮等 例:40 秒送信 1 秒休止)</p>	<p>送信時間：600 秒以内 送信休止時間：1 秒以上 (電波を発射してから 600 秒以内であれば、休止時間なしで再送信可) ただし空中線電力が 10mW 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下 (告示・平成元年第 49 号)</p>

(13) キャリアセンス	<p>キャリアセンスレベル:受信入力電力の値が給電線入力点において-96.1dBm以上</p> <p>キャリアセンスの備え付けを要しない場合: 空中線電力が 10mW 以下の場合</p>	<p>キャリアセンスレベル:受信入力電力の値が給電線入力点において-96.1dBm以上</p> <p>キャリアセンスの備え付けを要しない場合: 空中線電力が 10mW 以下の場合</p>	現行どおり	<p>・レベル:絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧が 7μV 以上</p> <p>・キャリアセンスの備え付けを要しない場合: 空中線電力が 10mW 以下の場合</p> <p>(告示・平成元年第 49 号)</p>
(14) 空中線の利得	<p>2.14dBi 以下</p> <p>(EIRP が 32.14dBm 以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。)</p>	<p>2.14dBi 以下</p> <p>(EIRP が 32.14dBm 以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる)</p>	現行どおり	<p>2.14dBi 以下</p> <p>(EIRP が 32.14dBm 以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる)</p> <p>(設備・第 49 条の 14)</p>
(15) その他				
発振方式	規定なし	規定なし	水晶発振方式又は水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式	規定なし
副次的に発する電波等の限度(受信装置)	現行どおり	現行どおり	現行どおり	4nW 以下(設備・第 24 条)
混信防止機能	現行どおり	現行どおり	現行どおり	<p>ア 電気通信回線に接続する場合</p> <p>主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であって、識別符号(通信の相手方を識別するための符号であって、電波法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する識別信号以外のものをいう。以下同じ。)を自動的に送信し、又は受信する機能</p> <p>イ 電気通信回線に接続しない場合</p> <p>次の①又は②の機能</p> <p>① 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備</p>

				<p>であって、識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能</p> <p>② 利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行なうことができる機能</p> <p>(施行・第 6 条の 2)(設備・第 9 条の 4)</p>
空中線の構造	規定なし	規定なし	現行どおり	規定なし
筐体	現行どおり	現行どおり	現行どおり	<p>無線設備は一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、次に示すものは、この限りでない。</p> <p>ア 電源設備</p> <p>イ 制御装置</p> <p>ウ 空中線系</p> <p>エ 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器</p> <p>オ 音量調整器及びスケルチ調整器</p> <p>カ 周波数切替装置</p> <p>キ 送受信の切替器</p> <p>ク 附属装置その他これに準ずるもの</p> <p>(設備・第 49 条の 14)(告示・平成元年第 49 号)</p>
伝送速度	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
伝送速度の許容偏差	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし